

光ディスク等交換による
特別徴収事務取扱要領

久留米市役所
市民文化部 市民税課

光ディスク等交換による特別徴収事務取扱要領

1. 目的

この要領は、地方税法第317条の6の規定により、提出すべき給与支払報告書に記載する事項と同一の内容を記録した光ディスク等（以下「給報ディスク」という。）と地方税法第41条及び第321条の4の規定により、通知すべき特別徴収税額通知書に記載する事項と同一の内容を記録した光ディスク等（以下「税額通知ディスク」という。）の交換による個人住民税特別徴収事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

2. 提出承認の申請及び回答

- ① 給与支払報告書の光ディスク等による提出を希望する特別徴収義務者は、原則として給与支払報告書の提出期限3ヶ月前までに久留米市長に『給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書』（様式1）を提出しなければならない。
- ② 市は、承認申請書が提出された特別徴収義務者に対して、速やかに回答するものとする。

3. 覚書の締結

市は、承認した特別徴収義務者と、秘密保持、目的外使用等の禁止及び光ディスク等の管理等について定めた『覚書』（様式2）を締結する。

4. 光ディスク等の提供

- ① 光ディスク等交換について覚書を締結した特別徴収義務者は、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在において、特別徴収義務者から給与の支払を受けている者で、久留米市内に住所を有する者について、給報ディスクを正副2枚作成し、市に1月31日（土・日・祝日にあたる場合は翌営業日）までに提出するものとする。
- ② 市は、税額通知ディスクを正副2枚作成し、特別徴収税額通知書と併せて、特別徴収義務者に5月中旬までに提供するものとする。
- ③ 光ディスク等の提供を行う際は、1ファイルにつき1事業所のデータを格納するものとする。

5. 費用の負担

前4の①の光ディスク等は、特別徴収義務者が負担する。

6. 光ディスク等の規格、ファイルの仕様

光ディスク等の規格、ファイルの仕様は、「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出並びに特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の作成等について（通知）」（平成27年12月25日付総税市第86号）に規定する、別紙3によるものとする。

7. レコード作成要領

レコードの作成要領は、「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出並びに特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の作成等について（通知）」（平成27年12月25日付総税市第86号）に規定する、別紙4によるものとする。

8. 光ディスク等の変更

市は税制改正等により光ディスク等の規格、ファイルの仕様等に変更が生じた場合には、特別徴収義務者に対して連絡をすることとする。

9. 税額通知ディスクの破棄

市より提供された税額通知ディスクは使用后、特別徴収義務者が破棄するものとする。

様式 1

給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書

受 付 印	※	
年 月 日	住 所 (所在地)	〒 (—)
久留米市長 殿	氏 名 (名 称)	
	個人番号又は 法人番号	
	代 表 者	
	この申請について 応答できる者 の所属及び氏名	(Tel)
<p>給与支払報告書の提出については、下記のとおり光ディスク等によりたいので申請します。</p> <p>なお、承認を受けて提出した光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、久留米市長の指示に従って光ディスク等による再提出又は書面による提出を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
報 告 書 の 名 称	給与支払報告書	
提 出 開 始 年	年以降提出分	
光ディスク等の規格等	裏面のとおり	
参 考 事 項		

注) 既に承認された内容と異なる内容の光ディスク等の提出を行う場合には、改めて承認申請書の提出が必要です。

次の事項について、所要事項を記入又は該当項目を○で囲んで記入してください。なお、該当項目がない場合及びその他の場合には、その内容を具体的に記入してください。

提出見込件数		件			
種類		FD	MO	CD	DVD
項目					
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	サイズ	3.5インチ	3.5インチ	12cm	12cm
	規格	2HD	ISO/IEC13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB	片面4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT形式)		ISO9660 (Level2) /Joliet※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフトJIS			
	漢字水準	JISの第1水準及び第2水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

備 考

1. この申請書は、給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合に提出すること。
2. この申請書は、最初に給与支払報告書の光ディスク等による提出をしようとするその給与支払報告書の提出期限の3ヶ月前までに、久留米市に提出すること。
3. 「参考事項」欄には、電子計算処理の業務拡大計画や機種変更予定などの参考となる事項を記入すること。

様式 2

覚書

個人住民税の特別徴収事務に係る光ディスク等交換業務の円滑な運営と事務処理の合理化を図るため、久留米市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のように覚書を締結する。

（目 的）

第1条 この覚書は、甲が実施する個人住民税特別徴収事務について乙の提出する給与支払報告書の光ディスク等（以下「給報ディスク」という。）と甲が算出した特別徴収税額の光ディスク等（以下「税額通知ディスク」という。）の交換を行うことにより、事務の円滑化を図るとともに個人情報保護のために必要な事項を定めることを目的とする。

（光ディスク等の提出）

第2条 乙は、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在において、乙から給与の支払を受けている者で、久留米市内に住所を有する者について、地方税法第317条の6の規定により提出すべき給与支払報告書（個人別明細書）に記載した事項と同一の内容を記録した給報ディスクを提出する。

2 甲は、地方税法第321条の4の規定により通知すべき特別徴収税額について、課税の明細を記録した税額通知ディスクを乙に提出する。

3 光ディスク等の仕様については、「光ディスク等交換による特別徴収事務取扱要領 6. 光ディスク等の規格、ファイルの仕様」による。

（使用目的）

第3条 乙は、個人住民税特別徴収事務についてのみ、提出された税額通知ディスクを使用するものとする。

（提出方法等）

第4条 光ディスク等の引渡の時期及び方法については「光ディスク等交換による特別徴収事務取扱要領 4. 光ディスク等の提供」に定めるところによる。

（秘密の保持）

第5条 乙は、業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、この覚書の解除後においても同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第6条 乙は、提出されたデータをこの覚書による使用目的以外に使用し、又は複製し、若しくは複製してはならない。

（光ディスク等の管理等）

第7条 甲及び乙は、提出された光ディスク等の運搬・保管については、紛失、盗難、棄損その他災害等の事故防止にあたり、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(委託の禁止)

第8条 乙は、光ディスク等による個人住民税特別徴収事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合には、この限りではない。

(光ディスク等の負担)

第9条 第2条1項に規定する光ディスク等は、乙が負担するものとする。

(事故報告等)

第10条 甲及び乙は、提出された光ディスク等の紛失、棄損等の事故が発生した場合は、直ちにその内容、程度、処置した事項その他必要事項について相手方に報告し、その指示を受けなければならない。

(賠償責任等)

第11条 甲及び乙は、提出された光ディスク等の取扱いに関し、双方のいずれかの責めに帰すべき理由により損害を与えたときは、相手方に賠償の責めを負わなければならない。ただし甲、乙いずれかの責めによるか明らかでない場合は、両者が協議し定める。

(解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この覚書を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙がこの覚書を履行しないとき。
- (2) 乙がこの覚書の履行にあたって、不正の行為を行ったとき。
- (3) 乙がこの覚書の履行にあたって、甲の指示監督に従わなかったとき。
- (4) 乙が故意又は過失により、甲に損害を与えたとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの覚書に違反し、この覚書の目的を達する事ができないと認められたとき。

(協議)

第13条 この覚書に定めがない事項について定める必要が生じた場合、又はこの覚書の履行につき疑義が生じた場合は、甲乙両者間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から、 年12月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲乙いずれにおいても別段の意思表示を行わないときは、この覚書は同一の条件をもってさらに期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この覚書の証しとして本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 久留米市城南町15番地3

久留米市

久留米市長

印

乙

印